

消 食 表 第 660 号

平成 27 年 12 月 24 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政課長 殿

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づく製造所固有記号制度については、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます（食品表示基準附則第 1 条ただし書）。

これに伴い、「食品表示基準Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）の一部を改正しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準に係る本Q&Aにおいて明確化すべきと判断した点等についても別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

なお、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度に係る本通知の運用につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より開始いたしますので、御留意の程よろしくお願いします。